

平成29年12月8日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	商工創成課長
安達徹	財政課長	設楽和由	税務課長
荒木信行	市民生活課長	森谷孝義	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	佐藤肇	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第3号

第4回定例会

平成29年12月8日(金)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

再開 午前9時30分

○内藤 明議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○内藤 明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成29年12月8日(金)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	産業振興と経済活性化に向けた中小企業支援について	(1) 市内の中小企業の業況について (2) 本市の中小企業支援策について (3) 中小企業振興条例について (4) 本市における条例制定の方向性について	6番 遠藤 智与子	市長
9	第7期介護保険計画における料金改定について	(1) 市内の要介護・要支援認定者の状況について (2) 第6期の課題の認識について (3) 料金改定のポイントについて		市長
10	佐藤市政三期目を迎えて	(1) 公約実現に向けた財源の確保について (2) PPPに対する取り組みについて (3) PFIの取り組みについて	16番 柏倉 信一	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1 1	米の消費拡大策について	(4) P F I の具体的な取り組みについて (1) 米消費の現状について (2) 具体的な米消費拡大策について		市 長
1 2	本市の国際交流について	(1) 姉妹都市交流の最近の状況について (2) 市内民間レベルでの国際交流の状況について (3) 台湾経済ミッションに参加しての市長の感想を伺う (4) 行政も含めたさらなる交流推進について (5) 台湾斗南鎮との姉妹都市締結について (6) 国際感覚を養うため児童・生徒の海外派遣について	9 番 阿 部 清	市 長 教 育 長
1 3	道路行政について	(1) 市道の現状認識と改修計画等、その対策について (2) 私道の認定基準と整備支援について	8 番 石 山 忠	市 長

遠藤智与子議員の質問

○内藤 明議長 通告番号8番、9番について、6番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 おはようございます。

本日12月8日は太平洋戦争開始76周年の日です。戦後がずっと続きますようにと語ったのは吉永小百合さんですが、平和都市宣言をしている我が寒河江市の市長初め、私たちみんな同じ思いなのではないでしょうか。

それでは、早速質問に入ります。

私は日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、通告番号8番、産業振興と経済活性化に向けた中小企業支援について伺います。

皆さんも御承知のように、またこれまで何回となく取り上げられましたように、寒河江市の市街地はくしの歯が欠けたような寂しさがあります。全国でも5年間で39万者の小規模事業者が減っているということです。企業の99%は中小企業であり、その中小企業で働く人は7割ということを考えれば、そこに光を当て活性化させていくことで、まちは元気になっていくと思います。

実際に店を続けたいと思っても後を継ぐ人がいないから私たちの代でもう閉めるのよというような切実な声も聞かれるところでもあります。

私たちのまちににぎわいを取り戻し、雇用もふやして、少しでも安定した生活、安心して子

供を産み育てられる生活が送れるようにと願って質問いたします。

まずは、本市において中小企業者や小規模事業者の定義はあるのか。あるとすれば、その内容を教えていただきたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

遠藤議員から中小企業の業況についての御質問をいただいておりますが、まず御質問の中小企業及び小規模事業者の定義でございますけれども、国におきましては各種法律で中小企業者などの定義を定めているのは御案内のとおりであります。中小企業者については、中小企業基本法におきまして、例えば小売業における中小企業者を資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むものという定義がされております。今は小売業について申しあげましたが、他の業種についても別途定義をしているところでございます。

また、御質問の小規模事業者については、小規模事業者支援法という法律におきまして、例えば商業またはサービス業における小規模事業者というものを、常時使用する従業員の数が5人以下であって、商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものというふうに定義をしているところであります。これも今商業またはサービス業について定義を申しあげましたが、他の業種についても別途定義をされているところでございます。

それぞれの各種の法律などで、既に中小企業者並びに小規模事業者の定義がされているところから、改めて寒河江市で独自にこれを定義するという必要はないというふうに認識をしているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 わかりました。各種法律にの

っとり、寒河江市としてもそれにのっとなって決めているので、寒河江市独自の定義はない。全て法律に沿った定義であるということでございました。

それでは、次に現在の中小企業の業況がどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 業況ということでございましたから、業況を把握するには、毎年春と秋に2回、約200社を対象にして業況調査というものを実施しております。業況というのは、事業所みずからが景況を判断していくということでございますが、その調査をさせていただいて、平均的な業況を100とした場合の現在の業況はどうかということについて、将来の業況はどうかということについて調査をさせていただいております。

それによりますと、最近のデータであります。ことしの秋の調査では、ポイントが85.5という結果でございました。これは平均的な業況を100とした場合85.5ということで、単純に、簡単に言うと平均までいっていないと、まだまだだと、こういうことであります。ただ、これはことしの春の数値よりも4.3ポイント改善しております。春よりはよくなってきているけれどもまだまだだということなんではないでしょうかね、わかりやすく。ただ、前年度の同期よりも0.4ポイント改善していると。徐々に改善をしていると各事業者の皆さんが判断をされているというふうに認識をしております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 毎年、春と秋2回に200社に対して調査をして、みずからの状況をアンケートによって書いてもらっているということでございます。春よりかは4.3ポイントの改善が見られるということでございますけれども、やはりまだまだ平均には及んでいないというようなことでございます。

そういう中、本市の中小企業支援策について、現在寒河江市では資金繰り支援、販路開拓支援や人材育成など、中小企業に対してどのような支援がなされているのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、市内の中小企業における資金調達の円滑化を進めるという観点から、中小企業振興資金貸付金、さらには利子助成金を通しまして支援をしております。そのほか山形県の信用保証協会の保証料を補給するなどということで、融資の円滑化を図っているところでございます。

また、いろんな販路開拓という御質問もありましたが、市内の中小企業の皆さんが販路拡大していく場合の支援という観点から、国内の市場の販路拡大に加えて、海外市場での販路拡大に対するいろんな事業についても補助金を出させていただいて、例えば見本市などへの出展などについて、その経費について積極的に支援をさせていただいております。

また、人材育成というお話がありましたが、中小企業における人材確保、育成というのが大変重要でありますので、そういった観点から、職業能力開発に関する講習会に対する助成、また高校生のインターンシップなどについても支援をさせていただいているところであります。

もちろん市単独だけではなくて、国や県と十分連携をしながら、市内中小企業向けの金融支援、販路開拓支援、そして人材確保、育成などの各般の支援策を講じているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 人材確保、それから販路拡大など、融資も含めて支援をしているというふうなお話でございました。私、具体的な制度なんかもお聞きしたかったわけですが、本市では県に先駆けまして住宅リフォーム制度や小

規模企業者への支援、さまざま行っておりますよね。それで、住宅リフォームなどについては、これまでも再三取り上げてまいりましたけれども、かなりの波及効果がありまして、実際まちの方は喜んでいる。使う人も、使ってもら業者の方も大変喜ばれているような、そういう支援が寒河江市にはございます。そういうものを引き続き支援して行ってほしいなというふうに思うわけなんですね。

それと、やはり2013年、群馬県高崎市が創設しているような、まちなか商店リニューアル助成事業なるもの、店舗等の改装やそこで使用する備品の購入に対して100万円を上限に半額を補助する制度など、そういう実際このまちに住む人たちに潤いを与える支援、それが大事だというふうに思うわけです。

海外支援もいいんですけども、今現在くしの歯が欠けているようなこの寒河江市の中で、それ以上、海外にまで行ってしまわれてしまうとすると、なかなかこれ、大変なこともますます大変になってくる、地元業者がいなくなってしまうというような懸念も考えられるわけでございますよね。なので、そういうことも考えながら支援をしていく必要があるというふうにも感じているところでございます。

私、7月に会派に属さない議員の面々で、徳島県鳴門市に視察に行つてまいりました。中小企業の元気は鳴門市の元気、エコノミックガーデン鳴門と中小企業振興基本条例として、鳴門市の取り組みを学んできたのですが、その中で中小企業振興基本条例がさまざまな支援制度や補助制度、相談窓口、情報発信体制の整備など、これらを整備するためのバックボーンとして必要だというお話を伺つてまいりました。

そこで、私なりに調べてみたのですが、1963年7月に制定されました中小企業基本法により、国は中小企業に対する施策を総合的に策定し、実施するという責務を負い、地方公共団体は基

本理念にのっとり中小企業に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有するという関係になっているようでございます。これを土台として、全国の自治体で中小企業振興条例の制定の運動が広がり、2014年1月の時点では31府県149自治体で制定されております。

山形県に目を移せば、2012年、山形県中小企業振興条例が12月に制定され、2013年飯豊町、2015年に天童市と米沢市が制定しております。そのうち米沢市の中小企業振興条例とはという一文を引いてみます。

「本条例は、中小企業を取り巻く経済的、社会的変化等を踏まえて、市政の柱の一つとして中小企業振興に取り組んでいく姿勢を明確化するものであり、中小企業の理念や市が取り組むべき施策の基本方針等を定めるとともに、市のみならず、市民・企業・団体等の中小企業の振興に関わる様々な主体が、地域社会における中小企業の重要性についての認識を共有し、社会全体で連携・協働して支援に当たることを求めるものであります」とうたっております。

鳴門市のエコノミックガーデニングは、企業家精神あふれる地元の中小企業が、長生きして繁栄するようなビジネス環境を創出するという理念のもと、食品分野や観光部門などのネットワーク会議なるものを行っております。30代、40代の若者が自然的に集まれているとのことで、びかっと光るアイデアがそれぞれ出され、実現を試みているお話も伺いました。

このような先進事例もある中、寒河江市では中小企業振興条例制定を含む企業の中小企業支援についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

ところで、通告要旨に通告してあります中小企業振興条例についてと、その次の本市における中小企業振興条例の方向性という、この2つ

の質問をここに包含して質問したということをお許しいただきたいと思っております。それでは、お願いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 中小企業振興条例についてお答えをする前に、先ほど遠藤議員から海外展開についての支援制度について言及がございましたが、これはもちろん企業が海外に移転するとかという話ではありませんので、海外に行って受注をもらって、そして市内のところで生産をしていくという意味での取り組みに対して我々は助成をさせていただいて、そういう市内の中小企業の活性化につなげていければということで支援をさせていただいているところでありますし、また、おっしゃるように市内の商店街、くしの歯が欠けたようなという御指摘がありましたが、そういう状況になっているのも事実でありまして、以前遠藤議員からも御指摘があつて、そういう空き店舗などについて、新たな意欲のある方がそういう店舗を活用して商売を始めようというときに支援をさせていただくなどという取り組みをさせていただいているところであります。そういう意味では、何とかそういうことをいろいろ支援をさせていただきながら、事業者の仕事をしやすい、取り組みをしやすいというようなことで制度をつくっているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、中小企業振興条例についてお答え申しあげたいと思っておりますが、これはもちろん遠藤議員からも指摘ありましたが、地域社会におきまして中小企業の役割、存在意義というのは、単に個別の企業が事業活動を展開していただくにとどまりません。雇用の場の創出、あるいは地域経済の発展ということで、地域社会の下支えをさせていただいているというふうにも我々は思っているところでありまして、そういう大変意義のある、大きな意義を担っている中小企業

が衰退していくなどということは、地域社会全体としての活力を失っていくことにつながっていきますから、それは社会にとっても大変切実な問題というふうに理解をしているところでありまして、御指摘もありましたが、そういう意味からすれば、地域ぐるみで中小企業を支援していくということを理念とする中小企業振興条例というのは、寒河江市におけるこれからの商工振興策において一つの旗印になっていくというふうに認識をしているところでもあります。

全国的にそういう条例の制定が進んでいるということもあります。また、県内においても、先ほどありましたけれども、13市の中では山形市、米沢市、村山市、天童市、尾花沢市の5つの市が既に条例を制定している状況でございます。まだ、他の市では、そういう動きが見えてこないというところがあるかというふうに思います。

先ほどありましたけれども、おっしゃるとおりで、中小企業の基本法などで地方公共団体の責務として、自然的、経済的、社会的条件に応じた施策を制定し及び実施する責務を有するというふうになっているわけでありまして、自治体の責任のもとにこれまで以上に機敏で積極的な支援をしていくということは、たとえ今の段階でも、条例が制定されていない段階でも、十分可能であるというふうにも思っているところでございます。まずは市内の中小企業支援について、平成30年度の予算において積極的な取り組みをしていくということがまず当面の取り組みだろうというふうに思いますが、御提案の中小企業振興条例についても、今後鋭意検討していきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 中小企業振興条例は一つの旗印であるというお話でございます。地域ぐるみで、地域社会の下支えになる中小企業、それは大きな存在だということの認識でございますし、

それから先ほど私が言いました海外支援についても意図することがよくわかりました。それで、大変ほっとしているところでもございます。

それで、中小企業振興条例がまだまだ数自治体ということでございますが、なくても30年度予算での積極的な取り組みを進めていくということでございます。長い目でも、やはりその根拠となるような条例制定でもありますので、ここは長い目で動向を注視しながら見ていただきたいなという思いもございます。

さて、ことわざに金は天下の回り物というような言葉がございます。やはりこういう言葉が聞かれなくなって大分久しいのではないかなと思っております。天下の回り物ということは、地域が循環して成り立つものではないのかなというふうに思うわけですね。地域循環型の経済を目指していくという必要があるのではないかなというふうにも思います。

また、先ほども200社を対象にして調査しているということございましたけれども、鳴門市を見ましても、行政のほう企業が訪問して、それぞれのニーズ、声を、生にじかに聞いて活動しているということなんですね。なので、ここも急がば回れということもございますし、そういうことなども頭に入れながら質問していきたいというふうに思います。

2010年6月に閣議決定されました政府の中小企業憲章の中で、中小企業は社会の主役として、地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態をとり、地域社会の安定をもたらすと、格別に家族経営の存在へも言及しています。

また、中小、小規模企業発展の総合戦略の検討を進めている国の“ちいさな企業”未来会議でも、これまでの中小企業政策を真摯に見直し、小規模企業に焦点を当てた体系への再構築、その必要性が言われ、2014年6月、小規模企業の

振興基本法が成立し、国と全ての自治体に小規模企業への支援が責務として明確化されました。これについて、先ほど市長も言及されておりましたけれども、これについて再度詳しい認識を、細かな認識をお伺いできればなと思いますが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどお答えをしたわけでありますがけれども、寒河江市などは特に、特にといいますか、寒河江市におきましてはほとんどが中小企業という状況の中でありますから、そういう意味では、先ほどお答えをいたしました、地域社会を維持発展させていくための経済的な基盤というのは、この中小企業の活動いかににかかわっているわけでありますので、そういったことからすれば、逆に寒河江市のいろんな財政も含めて、中小企業の活力がなければ成り立っていかないという状況があるかというふうに思います。

そういう意味で、中小企業の基本法などでは地方公共団体の責務として、そういう中小企業の振興、発展のための施策を十分にとっていくようにということを述べているというふうに思いますから、我々はそういう意味で自治体の責任として中小企業振興策について鋭意取り組んでいく必要があるというふうに思います。

これまでの取り組みについては先ほど御説明申しあげましたが、いろいろ我々としても事業者の皆さんのほうからの声などを十分お聞きしながら、それに沿って市としてできる施策などについて研究を重ねて取り組みをしていく、そういうことのできたいというふうに思っております。これまでもそうしてきましたが、30年度予算編成というのはこれから始まるわけでありますので、当面の予算、新年度の予算に向けてそういう取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 そうですね。寒河江市での住宅リフォーム助成制度なども、補正予算なども組んでいただいて、それによって大分助かっているという声が聞かれております。小規模事業者に対しても、本当にその自身の声をじかに聞きながら施策を行っていただきたいというふうに思います。積極的な予算編成、期待しております。

地域循環型社会の実現を目指し、全国各地で多彩な試みが行われております。客、店、まちの三方よし、専門店の魅力を発信として、豊橋まちゼミでの靴磨き講座、また島根県雲南市での空き店舗を活用し、産直市とサロン機能を兼ねた笑んがわ市を週1回開催など、地域ぐるみで知恵と工夫を絞ってまちを元気にしていく活動は、住民を元気にし、雇用も生み、経済活性化につながるものと考えます。

山形県の鶴岡市では、かんぼの温泉が廃止されようとしたところ、まちの住民が力を合わせてこの廃止を取りやめにさせて、みんなで温泉に通って、楽しくにぎわっているという事例もごございます。やはりこのまちに住んでいる人たちの気持ちを元気にして、行動を促して輪をつくっていく、つながりをつくって元気にしていくということが必要になってくるかと思っておりますので、どうかそうなれば雇用も生まれるわけですので、経済活性化にもつながっていくと考えます。

その根拠となる条例制定についても、今後ぜひ視野に入れながら、引き続き中小業者支援に力を注いでいただきたいと思いますと思っております。

このことを申しあげまして、産業振興と経済活性化に向けた中小企業支援についての質問を終わります。

続きまして、通告番号9番、第7期介護保険計画における料金改定について伺います。

これについては、前回の9月議会で、介護保険事業についてとして、第7期介護保険事業計

画策定の流れや介護保険料の案づくりなどについて質問しております。その中で、市長からは、介護保険料の上昇を抑える手だてとして、介護給付費準備基金の取り崩しによって、できるだけ保険料の上昇を抑制していきたい旨の前向きな答弁をいただいたばかりでございます。

その後、2017年10月13日付で山形県社会保障推進協議会が社会保障の施策拡充についての陳情書なるものを寒河江市にも提出し、11月20日に自治体キャラバンとしてハートフルセンターの1階会議室にて懇談をしております。あいにく私は同席できなかったのですが、資料を見まして、要望は大変切実で深刻だと感じました。

第7期介護保険事業計画は、年明けの1月に素案をまとめ、2月にパブリックコメントを開催、3月に正式に決めていくという流れのようですので、決まる前にもう一度、今回は料金改定に重点を置いて質問しようと考えました。

それにつけても、まずは市内の要介護・要支援者の状況について、現在の状況からお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市内のことしの10月末現在における要介護・要支援認定者数は合計で2,227名となっております。

内訳でございますが、要介護1の方が405名、要介護2の方は426名、要介護3は330名、要介護4は395名、要介護5は291名ということで、要介護の1から5までの方、合わせまして1,847名ということでございます。

また、要支援認定者数は、要支援1が179名、要支援2は201名ということで、合わせて380名という状況でございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり要支援者のほうが少ないということでございます。これは総合支援事業でも頑張っているというあらわれの一つでもありましようけれども、逆にもっと多くなって

いってもいいのかなという思いもいたします。全部で2,207名ということでございますね。わかりました。

次に、第6期計画の課題の認識について、第6期介護保険事業計画をどのように検証しているのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 大変失礼しました。2,227名ですね。第6期の介護保険事業計画、平成27年度から29年度、今年度まででございますが、重点事項ということで2つ示しているわけでありまして。1つは特別養護老人ホーム入所待機者の解消、もう一つは地域包括ケアの推進という2つの重点事項を定めているわけでありました。

1つ目の特別養護老人ホーム入所待機者の解消については、今年度、地域密着型特別養護老人ホーム2施設合わせて58床を、そして認知症高齢者グループホーム1施設18床を予定どおり、計画どおりに開所いたしました。在宅生活が困難な待機者の解消に鋭意取り組んできたところでございます。

2つ目の地域包括ケアの推進につきましては、特に認知症対策の施策の推進ということについて、認知症の正しい理解や早期対応を図って、認知症になっても可能な限り在宅生活を継続できるよう支援をしていくということで、県内に先駆けて地域による認知症高齢者見守り支援などの取り組みに力を入れてきたところでございます。これは御案内のとおりかと思えます。

さらに、介護予防事業については、地域の中で高齢者の皆さんが週1回集まって、みんなで元気になれるようないきいき100歳体操、これも御案内かと思えますが、中心とした体操を行う実施グループの取り組みが現在市内10カ所になっているところでございます。高齢者を支える地域づくりが徐々に広まってきているというふうに理解をしております。

また、これらの活動や自分の地域などの活動に参加して支援を行う、こうした活動に支援していただく介護予防サポーターの育成にも力を入れております。高齢者の介護予防活動の支援体制の充実強化に努めているというところでございます。

一方で、生活支援サービスの充実ということも大事であります。地域に必要な生活支援サービスの提供主体の育成とそのネットワークの構築など、高齢者の生活サービスの提供体制を担う生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員ということですが、その設置というのが今後の課題というふうになっているところでございます。

そういうことであります。全体としてはおおむね計画どおり進んできたのではないかと、このように認識をしているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 予定どおり進んできたのではないかと、そのようなお話、そして認知症政策、介護予防サポーターによる生活援助への支援の強化ということですが、今国では生活援助に対する利用量、利用数の制限なるものも言われておりますね。第7期介護保険事業計画において、国は在宅訪問介護における特に生活援助の利用回数を減らす方針を示しているようでございますが、そういう声などは本市にも届いているのかどうか、ここをちょっとお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のように、現在国レベル、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、訪問回数の多い利用者への対応についていろいろ審議がされているというようでございますが、御質問の寒河江市にはどうかということですが、本市には通知などは届いていない状況でございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 まだ届いてはいないということですが、国は要支援1・2の方に続いて、要介護1・2と認定されている方の在宅サービスも保険給付から外そうとしております。そうなりますと、要支援、要介護と認定された方の6割が保険でサービスを受けられなくなり、これでは介護保険制度に対する信頼が根本から崩れるばかりではないのかなと思います。

その上、ただいまお話にもありましたように、厚生労働省は、ホームヘルパーが調理や掃除を行う介護保険の生活援助、おおむね1日1回以上する場合、市町村へ届け出を義務づけ、利用制限につながる仕組みを導入する方針でございます。

ところが、厚労省が11月末に公表した生活援助を月90回以上利用する人の調査では、その52%が自宅でひとり暮らしをする認知症の方でした。1日複数回の利用が欠かせないことは、これは誰が見ても明らかなことでございます。関係者は利用制限方針の撤回を求めています。

そのような中、在宅支援の質を落とさず、一人でも暮らせる状況を崩さないための支援が必要と考えます。ちなみに、厚労省は方針として、要介護1の人を月26回、要介護2の人を月33回、要介護3の人を月42回、4の方を37回、5の方を31回に制限するというふうな方針を立てているんですね。ですので、こういうようなことが本当に実際に起これば、それこそ認知症の方やひとり暮らしの方、本当に生活していけるのかなというせっぱ詰まった思いがいたします。

そのような中で、第6期でもそういう認知症の方や生活援助支援に強化をしてきたというお話もありましたけれども、さらにそこを一人でも暮らしていける状況を崩さないための支援がさらに必要というふうに考えるのですが、ここはどのようにお考えでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々もいろんな、多い情報では

ありませんが、いろいろ情報を問いながらその動向を見守っているところではありますが、御指摘のように国の方針で要介護1・2の訪問介護の利用回数を減らす方向の考えがあるという情報がございましたが、我々が確認している段階では、国のほうでは過剰な訪問回数のサービス利用を問題視しているようでありまして、これは必要なサービスについてはやっぱり提供されるべきだというふうに思います。そういう意味では、基本的に国のほうでも必要なものは、サービスはきちっと確保されるようなことで審議が進んでいくんであろうというふうに我々も思っておりますし、そういうふうに理解をしているところでもあります。

また、一方で、御指摘のように今後さらに介護を必要とする高齢者の方がふえるということは、事実というか、見込みでありますから、見込まれるわけでありまして、それに合った、介護サービスに合った介護従事者数が確保できるかどうかということも、そういうサービスの展開をしていく上では大変重要なことなのだというふうに思います。

もちろんこれも、国のほうにもいろんな機会を通じてそういう支援並びに従事者の確保、待遇も含めてお願いをしているところではありますが、ただいろいろ生活支援などということになりますと、やっぱり地域の中で例えば元気な高齢者の方がいろんな支援をしていけるように、地域ぐるみでサポートするような体制が重要になってくるというふうに思いますし、そういうのが広がっていけば大変いいのではないかと、そういうところも思いますので、そういう体制づくりに向けて我々としても支援していくということが今後ますます必要になってきているのではないかと、そういうふうに思っているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 必要なサービスは提供される

べき、本当にこのとおりでございます。

ですけれども、国のほうでも必要なものはそのような考えでなされるのではないかと、そのような展望をお持ちのようでございますけれども、実際に北海道のあるまちで、実際に認知症の方が101回月に利用したところ、使い過ぎだというようなことを言われたという事実がございますね。それで、そこの担当課の方も憤慨いたしまして、ケアマネジャーも憤慨いたしまして、これは、この101回は何としても使わなくちゃいけない回数だったのだと、それなのに何が悪いのだというようなことも実際に起こっております。

私の身近にも、認知症でひとり暮らしをしている方、いらっしゃいます。この方は、デイサービスに送り出す、薬の管理、それからお出迎え、最低でも3回は使わなくては生活していけないわけなんですね。それなのに生活援助が1日1回を、何というのか、制限されるとなると、これは本当に考えている以上に死活問題になるというふうに思うんです。そうやって少なく、少しずつされていけば、離れて暮らす家族の誰かが仕事をやめなければならない、そして経済もだんだん縮小していった負のスパイラルが生まれていく、そんなことも予想されます。

市長においては、地域ぐるみで支えるその社会づくり、土台づくりというものに、今後さらに力を入れていく必要があるんじゃないかというお話でございますが、公的支援とここは並行してこれまで何度も言ってきたことでもございますけれども、地域丸ごと共生社会ということに9月議会でもお話しいたしましたけれども、住民だけに負担を背負わせるのではなく、ともに公共の支援としてもやっていくということをご希望したいなというふうに思います。

次に、料金改定のポイントについて伺います。

75歳以上の人の所得を見ますと、1人当たり82万8,000円にすぎず、所得ゼロの人は全体の

53.2%を占めます。一方、一定期間に医者にかかった人の割合を示す受診率を74歳以下と比べると、75歳以上の人は入院で6.3倍、外来で2.4倍も受診率が高いのが実態であります。年齢を重ねれば、当然病気にかかりやすくなるからです。

こういう状況で、後期高齢者医療の窓口負担を現行1割から2割に引き上げるべきと財務省の諮問機関が求めています。このような中で、介護保険料まで上がってしまったら生活できなくなる、本当にそのようなせっぱ詰まった思いがしているところでもあります。

そこで、介護保険料の段階を厚労省基準よりも細分化し、低所得者の保険料段階を低く抑え、応能負担を強める必要があるというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の保険料の段階については、御指摘のとおり国で示している基準と同じ9段階になっているわけであります。

御提案のように、低所得者層の保険料段階を低く抑えるということになりますれば、その分を一番所得の高い、例えば9段階のほうを細分化して、高額所得者の所得段階の保険料を引き上げるということに、上げる必要があるということになるかというふうに思いますが、これはいろんなシミュレーションもさせていただいておりますけれども、寒河江市においては低所得者層の人数に比べてですけれども、高額所得者層の人数が少ないということがありまして、そういう層を細分化してまたその保険料を上げるということになれば、相当な額の保険料を上げざるを得ないというような試算結果も出ているところでもあります。

そういう意味からすれば、なかなか現実的ではないなど、難しいのではないかというふうに考えているところがございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ただいま9段階で、さらなる細分化は難しいのではないかということが言われました。

実際に米沢市と天童市が11段階に設定しております。米沢市の場合は、介護保険利用料ですね。所得が80万円までの方に対して2分の1の補助、それから非課税で所得が120万円までの方に対して3分の1の補助をしております。このようなことを考えて参考にさせていただきながら、ぜひ低所得者に対する何らかの配慮、支援なるものを考えていただければというふうに思うわけでもあります。

それでさらに、介護保険料及びその利用料の低所得者への減免制度を実施拡充すべきと考えますが、この点についてまだやっぱり山形県ではしているところがどこもないということではございますが、この点についてもやはり難しいものなのではないでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思えます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 介護保険の費用については、御案内のとおり高齢者の方の保険料というのは、原則今は22%になっているわけですね。市町村の一般財源額12.5%というようになっているわけで、それぞれ負担割合というのは定められているわけですが、平成27年度から介護保険料の一番所得段階の低い第1段階の負担割合、段階ごとに負担割合がありますね。その第1段階の負担割合0.5について、消費税上昇分を財源として0.45に軽減をしているわけであります。寒河江市のほうでは保険料の減免については、国のほうの要件に準じて、介護保険条例第8条で災害その他特別の事情がある場合以外は独自の保険料減免は行っていないわけであります。

また、利用料については、今国のほうで低所得者対策として、社会福祉法人利用者負担軽減制度、それから高額介護サービス費支給、それから高額医療合算介護サービス費支給、介護負

担額認定制度などがあるわけでありまして。これについても、利用料についても、市独自で減免制度というのは設けておりません。

これは、前にも申しあげておりますけれども、介護保険制度、とりわけ低所得者に対する保険料、利用料の軽減策というのは、やはり国の責任において、財政措置を含めて総合的、そして統一的な対策を講じていくべきだというふうに私は考えております。私だけでなく、市長会全体としてそういう考えのもとに国に対して財政支援を要望しているというふうになっているところでありまして、そういうことでありますので、今のところやっぱり国のほうにそういう措置を講じていただくようお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 市長のおっしゃることはもともとでございますし、国庫負担が減らされている介護保険料、国が社会保障をもっと充実するべきだ、これは大前提であります。私もそこは強く感じております。そういう中で、寒河江市でもできる支援を最大限考えていっていただきたいという思いも同時にいたします。

高齢者の方が3人集まれば、こんな話になるということなんです。「年金も下げられているし、そういう微々たるお金で施設さんか到底入らんね。おらだ、早く死ねって言われているようなもんだな」と、このようなことが言われているんですね、お茶飲み話で。本当にそのとおりなんです。

こんな思いをしないで済む社会になるように、市長、私たちともに力を尽くしてまいれたらいいなというふうに思っております。このことを申しあげまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

柏倉信一議員の質問

○内藤 明議長 通告番号10番、11番について、16番柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 おはようございます。

本日、2番目の一般質問をさせていただくわけですが、師走に入りましてだんだん寒さが厳しくなってきました。余り寒さを感じないような一般質問をさせていただければと思いますが、眠くなっても困りますので、適度な緊張感を持って質問をさせていただきたいと思っております。

さて、佐藤市政も3期目に入り、円熟味を増してきたところではないかなというふうに思っております。

議会報告会でいつも申しあげていることですが、ことしに入り、他の自治体からの視察の申し入れが大変ふえてまいりました。視察受け入れ件数は、去年の4件から、ことしは現時点で9件と倍増しており、このほかにも県内自治体からの要請を受け、タブレット導入検討委員会及び事務局において各種アドバイスを行ったりしており、また今月には他議会へ出向いての研修会なども予定されております。

視察項目については、タブレットによる議会運営と議会改革、「無事かえる」支援事業、ふるさと納税、田代地区の地域づくり支援など多岐にわたっており、ことしから試験的に導入される除雪情報システムなども先駆的なモデルケースとして視察対象になるような気がします。こうした先進地視察がふえることは、とりもなおさず我が寒河江市の施策が評価されつつあると思われるわけで、大変喜ばしい限りであります。議長を先頭に担当課や議会が対応していますが、視察先を受け入れることで、県内外に我がまち寒河江市のPRの一助となることを念じております。

通告番号10番について伺います。

市長は3期目に当たり、50項目を超える公約を表明されております。この中には保育所、放

課後児童クラブ整備、チェリーランドの再整備、野球場の改修、市民浴場の移転新築、慈恩寺のガイダンス施設、観光拠点施設の整備など、いわゆる箱物と言われるものについて公約として掲げておられます。ほかにもハード、ソフト、さまざまな公約を掲げておられるわけで、多額の財源が必要となってくるのが予想されるわけですが、市長は財源の確保に当たり、どのような決意、方針で臨まれるのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 柏倉議員から3期目の公約に向けた財源確保ということで御質問いただきましたが、私はおかげさまで1月20日から3期目がスタートしているところでありまして、もう11カ月になろうとしているわけでありまして。この3期目、4年間の市政運営の基本は、「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を将来都市像とする第6次の寒河江市振興計画を着実に推し進め、そして軌道に乗せるということが第一の使命であるというふうに思っております。その上で市民の皆さんからのいろいろな要望、あるいは状況の変化などを踏まえて公約としてまとめさせていただいて、その実現を図る、全力で取り組んでいくということに進めさせていただいているわけでありまして。

箱物についても、公約の中にもあるわけでありまして、財源確保というふうには大変御心配いただいております。財政運営というのは、基本はやっぱり、「入るをはかりて出るを制す」という言葉があるわけでありまして、きちんと歳入を計算して、それに見合った歳出をしていく、それが身の丈に合った財政運営なのではないかということ、そういう教訓の言葉でありますけれども。

歳入のほうを見ますと、やはり少子高齢化の影響というのは大変大きいものがあるというふうに思います。人口も減っていく中であ

りますから、税収がなかなか増を見込めないという状況があるかというふうに思いますし、一方、歳出のほうを見ますと、国もそうですけれども、県もそうですけれども、社会保障関係経費というのが膨らんできているわけがあります。私が就任した平成21年と28年の決算を比較してみますと、決算額総額では23.1%の伸びでありましたけれども、21年と28年ですね。民生費では、これは63.5%の伸びというふうになっています。特に扶助費などが大きく伸びている。これは削れないというんですかね、もう確保しなければいかんということでもありますから、そういうハードのみならずソフトの面でも大変財政的には非常に圧迫をしてきているというふうにもなっている、構造上はそういうふうになっているわけでありまして。

それについてどういう対策を講じていくかということになれば、1つには、言い古された言葉ではありますが、事務事業を徹底的に見直しをしていく、スクラップ・アンド・ビルドを今まで以上に強力に推し進めていく。さらには優先順位を定めていくということが必要であろうかというふうに思います。

それから、ハード、箱物のお話がありましたけれども、老朽化している、更新時期に来ている公共施設などがあるわけでありまして、それについては総合管理計画に基づいて効果的に、効率的に、計画的に推し進めをしていくということが必要かというふうに思いますし、そういうことが財政負担の軽減につながっていければなというふうに思っているところであります。

一方、歳入についても、今国県の補助制度などを活用させていただいておりますが、地方創生関連の交付金についてはこれまで4億円を超す額が国から交付を受けて、いろいろ事業展開をしてきているわけでありまして。そういったように、今国のほうでは、政府のほうでは意欲ある自治体を支援していくという考えであります

から、先駆的な取り組みなどを国県に訴えながら、提案しながら、そういう財源の確保をしていかなければならないというふうに思います。

借金をするにしても、やっぱり有利な起債、交付税措置のある有利な起債を導入していくということも必要かと思えますし、これは不安定な財源でありますけれども、ふるさと納税も大変貴重な財源でありますから、引き続き頑張っていくって、財源確保に講じていきたいと思っております。

あらゆる方策を講じながら、知恵を絞って財源確保に取り組んでいく、そういう覚悟をしているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 今、市長から答弁をいただきました。要約すると、公約実現に向けた意気込みとかを承ったわけでございますが、みずから掲げられた公約には責任を持って対処するんだと、あらゆる方法を講じてというようなのが市長の意志ではないかなというふうに理解をしたわけでございます。やっぱり私もそうですけれども、自分が掲げた公約に対してきちっと責任を持つということが、当然のことながら政治不信を払拭することにつながるというふうに思います。これは私自身も肝に銘じておきたいなというふうに思ったところでございます。

次の質問に入りたいと思います。

3期目の公約として掲げられた部分は無論、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、老築化が進んでいる学校関係の増改築や9月議会における同僚議員の質問に対する答弁も含め、近い将来さまざま対応策が必要となる施設がめじろ押しであり、公民が連携して行うスキーム、PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップを有効に活用することが公約実現にもつながると考えますが、市長の御所見を伺いたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま御質問のありましたPPP、これはパブリック・プライベート・パートナーシップということで、一般的には公民連携と訳されているようでありますが、行政と民間が連携をして、それぞれお互いの特徴、強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現して、地域の価値や住民満足度の最大化を図っていくというふうに言われているところであります。代表的な手法とすれば、1つには指定管理者制度、それからもう一つは公共施設の建設や維持管理、運営などに民間の資金を活用するPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブがあるわけでございます。

寒河江市におきましても、指定管理者制度、古いものでは平成18年度から導入しているところであります。市民体育館、屋内多目的運動場などの体育施設、さらにはしね保育所を初めとする保育所、それから総合子どもセンターなど、全部で19施設をお願いしているところでございます。こういった取り組みなどについては、行政、市のみならず、市民の皆さん、あるいは事業者、それぞれにメリットがある、そういう効果を上げているというふうにも認識をしているところであります。

今後とも、市といたしましては、指定管理者制度に限らず、その有効性を十分確認しながら活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 今、答弁をいただいたわけですが、市長の答弁にもございましたとおり、PPPの中にはさまざまなスキームがあつて、本市においては代表的な手法である指定管理者制度はかなり実績のあるところというふうに私も理解をしております。

多くのスキームの中には、包括的民間委託であったり、自治体業務のアウトソーシング等々、さまざまあるわけでございますが、必要に応じ

た対応が可能となるよう検討しておくべきと考えますので、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

P P Pの有効利活用についてお尋ねいたしましたが、先ほどの市長の答弁にもございましたとおり、P P Pの中で代表的手法がP F I、プライベート・ファイナンス・イニシアチブとなるわけですが、私はものによって民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことは、相当な成果が期待できるものと思っております。

また、施設の整備、大規模な修繕に当たっては、複数年度にわたる予算の平準化が図られるという視点においても、早急にP F Iの取り組みを検討すべきと考えますが、市長の御所見をお伺ひいたします。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時05分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 P F Iの取り組みはどうかということではありますが、P F Iの事業手法については、柏倉議員御指摘のとおり、公共施設等の建設、それから維持管理、運営等、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共サービスの提供を委ねる手法でありまして、民間の資金のみならず民間の考え方、活力を導入して、事業費の負担の軽減を初め民間ビジネスの拡大効果も期待できるというふうに認識をしているところでありまして、市といたしましては、今後P F Iの有効活用による財政の平準化、負担減を念頭に置いて、有効かつ実現性のあるものについては、総合的に判断をして、その事業手法の活用を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただいたわけですが、市長も御案内かと思いますが、そもそもP F Iは、サッチャー政権以降の英国で、小さな政府への取り組みの中から公共サービスの提供に民間の資金やノウハウを活用しようとする考え方として、いわゆる行財政改革の流れの一つとして登場したものであるというふうに言われております。P F Iの基本原則はV F M、バリュー・フォー・マネーと言われ、一定の支払いに対し、市長の答弁にもございましたが、最も価値の高いサービスを提供するという考え方で、適切な割引率により顕在・可視化された総事業コストの軽減が図られる、あるいは一定のコストのもとでも経済社会への変化に対応したり、より水準の高い公共サービスの提供が可能となるということが必要と言われております。

このたび私がP F Iの導入を提案申し上げているのは、プロジェクトファイナンスの考え方に注目をしているからであります。当該事業のために要した資金を、当該事業で生み出す収入で返済するという視点。P F I事業は長期にわたるものであり、維持管理、またモニタリングをシビアに分析して時代の流れ、状況の変化に俊敏に対処する、まさに民間企業経営の原点だと思っております。目的達成のためには、時の流れ、周りの環境を十分に視野に入れた中で、どんな施設、どんなサービスが必要か、資金を回収できる限界はどれくらいになるのか。こうした部分は行政サイドより民間企業が先行しているというふうに思います。

市長はプロジェクトファイナンスという視点に対してどのような御所見をお持ちか、お伺ひをしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々の行政の仕事も効率とか経済性というものを念頭に置かないで仕事をしているわけではありませんが、やっぱり民間のそ

ういったノウハウのほうがずっとたけているという分野が多いのではないかという認識を持っているところでありまして、そういう意味では、昔というか前の時代よりは、そういう民間のいろんなノウハウを行政の施策展開の中でも大いに活用していく分野がふえてきているというふうに思います。

そういう意味でPPP、特にPFIなどについては、大分前からそういう取り組みが言われてきたわけでありまして、これからもそういう意味での行政コストということだけでなく、活力を維持していく、地域全体で活力を維持していくということに考えれば、そういう取り組みというのをやっばりできる範囲内で進めていければというふうにも考えているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 私の意図していることは十分御理解をいただいているというふうな答弁であったというふうに解釈をさせていただきました。

ここまでPFIの取り組みについて提言を申しあげてきましたが、本市において、これまでPFIの導入を具体的に検討したことはあったのか、実績についてお伺いをいたします。

また、PFIの手法を導入するに当たっては、PFI活用指針は必要不可欠と考えますが、本市において活用指針は存在するのか、あわせてお伺いをいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の具体的な事例ということをお申しあげますと、平成22年2月に中学校給食の導入に当たりまして、実施方式の検討の際に、給食センター方式によるPFI方式の導入というものを検討した経過がございます。もちろんそういうことはしなかったわけですが、そのほかにも事業、施設などについて検討する場合、初期の段階で従来の手法との比較検討を行った事例はあるわけでありまして、こ

れまでの例からいうと、その準備を含めて事業実施まである程度の時間が必要だということ、さらには、事業費が小さい場合、少ない場合、事業者のメリットがなかなかないということなどの課題があったところでありまして、また地元の事業者が取り組むのがなかなか難しいなどという声もあって、これまで具体的な導入までには至っていないという状況でございます。

また、活用の指針はあるのかどうかということでございますが、寒河江市にはそういった指針は現在ございません。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただきました。給食センターの件でというような御答弁もございましたが、私が本市のホームページでPFIを検索すると、ヒットしたのは、平成28年3月作成の寒河江市生活排水処理基本計画、ことし3月に作成された市営住宅整備計画の2回でございます。

私が若干不満に思うというか、いまいち納得できないのは、生活排水処理基本計画においては、合併浄化槽の普及促進の方法については、全国的に共通する課題であり、これを打開するためにPFI事業が適用されており、本市においてもPFI事業について情報収集を続けるとともに、実施済みの自治体の動向を調査中と記されております。

また、市営住宅整備計画では、評価と選定の中で、PFIについて、財政的メリットはあるが、ノウハウがなく事業期間が延びるというふうに記されております。

本議場においてPFIの議論が初めてなされたのは、平成16年3月議会において、当時西村山の合併問題が議論された際、ITを活用したPFIの導入についての質問に当時の佐藤誠六市長は、合併問題に関係なく大いに研究、勉強して、PFIの導入による事業コストの削減、より質の高いサービスの提供を目指さなければ

ならないというふうに答弁をしておられます。

その後、既に13年を経過した今、ノウハウがなく事業が延びるという表現は若干いかなものかなと、私は若干納得できないというふうに思うわけでございます。これは当然のことながら佐藤市長が就任前の答弁なわけで、事務方の引き継ぎというのはどういうふうになっているのかなと、若干クエスチョンな部分があります。

本来、当時の事務方の責任者にお尋ねをしたいところですが、当然のことながらも退職されておりますので仕方ありませんが、私ら議員サイドからすれば、議場における市長の答弁というものは非常に重いものだというふうな認識を持っておる中で、なかなか答弁をされた中身が具現化されていないのかなというふうに思うわけで、そんな意味でも活用指針なるものぐらひは既に準備がなっていてしかるべきかなと。たたき台がなければ、なかなか検討するにしても大変だろうというふうに思われるわけでございます。

ちょっと佐藤市長にいかなものですかとお尋ねするのもいかなものかなというふうに思うんですが、ただ、事務的な継続というものを踏まえた中で、少し市長には事務方に活を入れていただきたいなというふうに思うわけでございますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本的には当時と今も、行政としてのPFIの導入についての基本的な考え方については変わりはないというふうに認識をしておりますし、またホームページでヒットした浄化槽などについてはいろいろ研究をしていくということでありまして、また市営住宅の改築などについても、いろいろ研究を重ねながらその導入方法について検討していくということに今しているところでありますので。

ただ、先ほど若干申しあげましたが、これは

行政の施策、事業ではありますが、基本的には民間の事業者の方がそれに理解を示して賛同した上で参画をしていただかなければ実現はできない事業になっています。給食センターのPFIの導入の際も、いろいろ事業者の皆さんからお聞きをしたのでありますが、やっぱりある程度の事業規模でないとなかなか参画をできないというようなことも言われておりますし、また先ほど何十年というスパンで物事を取り組んでいかなければならんという御指摘がありました。そういう意味でこのPFI、普通の直営で建設する場合に比べても、時間、期間がかかるということがありますので、そういう意味でなかなか導入が進んでこなかったというふうに理解をしているところであります。

PFIの事例などについては、寒河江市内にはありませんけれども、県内には至るところにそういう事例も、行政の施設でもあるわけですので、そういうことを、ノウハウを十分我々も勉強しながら取り組みを進めていけるのではないかとこのように考えているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 余りくどくどと申しあげるつもりはないんですけれども、大体私の意図するところは御理解をいただいたんではないかなと。俊敏な対応をぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

次に、今後具体的にPFIの導入を検討している案件があればお伺いをしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど若干触れましたけれども、現在、ことし3月に策定した寒河江市営住宅整備計画の中にお示しをしているわけですが、塩水地区内で行う住宅団地整備に係る事業手法の選択作業というものをやっているところであります。その中で、このPFIの手法についても検討させていただいているというふうに

思っております。

これについては、山形県のほうで県営住宅団地移転改築建てかえ事業などの先例がありますので、そういったノウハウなども勉強させていただいて、導入の可能性を探っているところでございます。

当面、市営住宅ということになりますが、その他の施設についても、市の公共施設等総合管理計画に定める個別施設計画策定作業の中で、導入の可能性について検討を進めていきたいというふうに思っているところであります。

先ほどの指針などについても、その趣旨を個別の計画策定作業の中で十分反映させて検討していければというふうに思います。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただきました。市営住宅あたりにもというようなことも、今答弁をいただいたわけですが、先ほど来から申し上げているとおり、プロジェクトファイナンスという視点から考えると、市民浴場なんかは非常に趣旨に合っているものかななんて、私なりに思うところがあります。当然のことながら、何でもかんでもPFIがいいなんてことはあり得ないわけで、そうしたものも踏まえていただいた中で、ぜひ有効な施策に関しては導入を御検討いただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、通告番号11番、米の消費拡大についてお伺いします。

農林省が平成29年11月に掲載した資料によれば、米の消費は昭和37年をピークに一貫して年々減少傾向にあり、米の1人当たり年間消費量は昭和37年度では118キログラムだったのが、平成28年度では約半分の54.4キログラムまで減少しました。また、米の需要量は毎年8万トンずつ減少しているとのこと。

そこでお伺いしますが、我が寒河江市や県の年間の米消費量はどのくらいになっているの

か、お伺いをいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問ございました米の1人当たりの年間消費量ですけれども、今御質問にありました平成28年度で54.4キログラムという数字であります。これは農林省が公表しております食料需給表からのデータでそういう数字が出ております。もっとわかりやすく申し上げますと、この食料需給表で示されている消費量は、全国の米の生産量から輸出あるいは加工などで用いられている数量を差し引いて、それを総人口で割って算出された平均値ということになるわけです。28年度は54.4キログラムで、これは年平均で約0.6キログラムずつ減少しているところでございます。

寒河江市の消費量がどうかという御質問でありますけれども、さっきの全国の消費量の計算方式を当てはめていこうとすると、わからないのが、市外から寒河江市内に流入している米の量というのが不明でありますので、年間の寒河江市内の1人当たりの消費量というのは算出ができないということになります。

また、もちろん県の消費量についても、同様に数字は出ておりませんということになっております。

ただ、一方で、総務省では県内の個人消費を捉えるために家計調査というのをやっているわけですけれども、この調査では都道府県所在地と政令指定都市においての1世帯当たりの年間支出額から推計した米の購入量が公表されております。1世帯当たりの米の購入量が公表されております。都道府県所在地でありますから、山形市の購入量については、平成26年から28年までの3カ年平均で1世帯当たり83.56キログラムでございます。これは全国平均が70.43キログラムですから、約13キログラム多くなっております。都道府県庁所在地、政令指定都市の中では上から4番目に多いという数字

であるというふうになっております。

これは、過去のデータと比較してみますと、平成21年から23年までの3カ年平均では、山形市の1世帯当たりの年間購入量は91.39キログラムでございましたから、これは年平均で約4.2キログラムずつ減少しているというふうになるかと、1世帯当たりですね。というふうになっているようでございます。

寒河江市の数字は具体的にはわかりませんが、山形市とそれほど変わらないのではないかと、理解をしております。減少している傾向にも同様の傾向があるのではないかと、推察をしているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただいたわけですが、私がこの質問をさせていただいたのは、先ほど来申し上げております農水省のホームページを見ておりますと、1992年の調査で「米を食べないと気が済まない」と答えた人が71.4%だったのが、2014年には53.5%に下がり、6.8%の人が1カ月に1度も米を食べていないと回答しているということでございます。こうした数字を見ると、米どころを自負する我が山形県、そして我が寒河江市であります。寒河江市の数字や実情がどのようになっているのか気になるところで、御質問をさせていただきました。

米どころですら米離れが激しいという結果であれば、ゆゆしき事態ではないでしょうか。つくっている側ですら食べないものを、買ってこれでは通りません。実情を把握し、対応策を検討する必要があると考えます。

私は、数年置きにいろんな層から、特に米離れが激しいと言われている若年層、生活困窮者、高齢化世帯など、分類した中でアンケート調査を実施すべきと考えますが、市長の御所見をお伺いします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 確かに御指摘のとおり、米離れというんですかね。全国的な数字は先ほどお示しをいたしました。地域、米どころによってどうなっているのかという実態を把握していく。把握した上で、その対応策も考えていくということは、大変大事なことだというふうに思います。これについては、生産者側の農協、JAなども関係していくということになりますから、あるいは消費サイドの事業者などとも一緒になって、そういう実態を把握するいろんな取り組みが可能かどうか、研究をしていきたいというふうに思います。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 ぜひそのようにお願いをしたいというふうに思います。

次に入りますが、さきに申し上げたとおり、米の消費は年々減少傾向であり、来年度から政府主導における減反調整もなくなるという中で、生産者にとってますます厳しい状況となること懸念されるところでございます。米、米加工品の輸出品戦略やコスト削減対策、飼料用米の拡大など、政府、県、我が寒河江市もさまざまな取り組みを展開しております。

こうした米農業に対する支援や要望活動を展開することは大変重要なことと思っております。この問題を質問させていただくのは、我が寒河江市が米の消費拡大策としてできることがあるのではと考えたからであります。

具体的に申し上げますが、目覚ましごはんの推進を市を挙げて取り組んではどうでしょうか。一日の始まりを地元産米でスタートさせる運動を強力に進めてみてはと思うのですが、市長の御所見をお伺いします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、米の消費が年々減少している状況に加えて、御案内の30年産からの国の米政策が見直されるという状況でありますから、引き続き地域全体で、オール山

形米どころ全体で、需要に応じた米生産に取り組む、そういう姿勢をつくっていくということは大変重要なことだというふうに思っているところでありまして、あわせて生産地として、やはり消費も拡大をしていく、そういうみずからのところで、稲作農家のためだけでなく、市全体で消費の拡大をしていくということが、農業の振興などにもつながっていくというふうに思っているところでございます。

そういった中で、どういう取り組みを考えていけばいいのかということは今思っているわけでありまして、先ほど家計調査をお示しいたしましたが、世帯主の年齢層別による米の購入量というのが示されております。40歳代の世帯の購入量は年間65.7キログラムということでございます。それから、年代の若い人、30歳代では44.07キログラム、ぐっと減りますね。それから、29歳以下の世帯ではさらに減って34.79グラムというふうに、若くなるに従って購入量が激減するという傾向が見られるわけでありまして。こういう数字を見ることだけでも、把握するだけでも、その対策が見えてくるというふうにも思います。やはり若年層に向けた米消費の働きかけが必要なのではないかというふうに思っているところであります。

寒河江市では、さがえっこ育み10か条におきまして、早寝早起き家族いっしょに朝ごはん運動というのを展開しているところであります。これからも引き続き若い世代に朝食の重要性を理解していただいて、その中で特に米の御飯を食べていただくことを進めていかなければならないというふうに思います。

今、朝食の欠食率というのが、平成22年のこの運動策定時には7.7%ということでありましたが、これは32年度までに3.8%まで減らしていくということに目標を立てているのでありますけれども、そういった運動を進めて、朝食をとってもらおうということの中で米の消費も伸ば

していきたいというふうに考えているところでございます。

もちろん文科省あるいは農水省でも、文科省のほうでは平成18年度から早寝早起き朝ごはん、そして農水省のほうでは平成19年度からめざましごはんキャンペーンというものを展開してきているわけでありまして、なかなかそれが現実的に実を結んでいないというのも実情かというふうに思いますが、ぜひ朝食には寒河江産のお米を食べていただくなどといった取り組みをより強力にしていければ、柏倉議員から御提案ありました目覚ましごはんの推進というのが実現していけるのではないかとこのように認識しているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 先般、農業委員会と議会との懇談会がございました。席上、農業委員会の木村会長初め農業委員の皆さんの御配慮で、新品種雪若丸とつや姫の試食、食べ比べをさせていただきました。私、ごちそうになったからこの質問をしているわけではございませんが、初めて味わった雪若丸は、米粒が大きくしゃきとした感触で、個人的かもしれませんが、私好みの味でございました。多くの人にぜひ食べてもらいたいと思ったところでございます。

しかしながら、米の新品種についての取り組みは、米どころと言われる都道府県ではどこにおいても力を入れており、この分野では戦国時代到来とも言われています。

1問で申しあげたとおり、国や県に対し、戸別補償の復活を初めさまざまな要望活動を続けるのは当然ですが、こうしたことは他力本願的な要素であります。幸いにして、市長の答弁にもございましたが、ふるさと納税の返礼品として人気の米であり、我が寒河江市にとっては光明もあるわけですが、今年度の寒河江市の米収穫量は6,700トンであり、全国平均の個人の米消費量をベースにして寒河江市の消費量を計算

すると2,284トン、自家消費率は34%程度となります。好調なふるさと納税の返礼品としての数字が、約2,300トン前後というふうになっております。トータルで4,584トンとなる計算です。これはあくまで私個人の試算ではありますが、生産量に対し2,116トンの差がございます。

仮に、4万2,000市民が年間1キログラム消費量を上げると42トンとなり、約7町歩の生産量に匹敵し、10キロ上げられれば70町歩の生産量ということになります。

先ほど申しあげた目覚ましごはんに固執する必要はありませんが、何かしら自力のできる米の消費拡大に向け取り組むことで、全国の米どころを自負する自治体の先導役となることで、全国的な米の消費拡大策となるのではないかと、このたびの質問をさせていただきました。

以上、私の提言が実現することを期待し、質問を終わります。

阿部 清議員の質問

○内藤 明議長 通告番号12番について、9番阿部 清議員。

○阿部 清議員 よろしくお願ひいたします。

師走に入りまして、何かと慌ただしくなりました。そして、ことしは特に寒さを感じる季節になりました。私ごとになりますが、体には十分注意をしなければいけないなと思っております。皆様方もどうぞ体のほうには十分御留意を願ひたいなと思っております。

12番、本市の国際交流について伺います。

自分にとって2017年は国際交流について思い出に残る年となりました。一つには、姉妹都市であります大韓民国安東市、安東の日の式典に参加をしてきたことでもあります。一つには、台湾斗南鎮から22名の方が本市を訪れ、寒河江市表敬訪問、それから商工会表敬訪問をすること

ができました。私も同行させていただきました。大変感謝を申しあげるところであります。その後、慈恩寺参加、そしてリンゴ狩りなどの観光案内をさせていただきましたが、通訳を介しながらの緊張した3日間の滞在でありましたが、寒河江市を満喫して帰国したとの連絡を受けました。

この2つの異なった経験をさせていただきましたが、今回外国との国際交流について伺いたいと思います。

最初に、本市の姉妹都市交流の最近の状況について伺います。

本市の国際交流については、まず一つには外国の姉妹都市交流として、大韓民国安東市及びトルコ共和国ギレスン市との交流が挙げられます。さらに、台湾やマレーシアへの農産物輸出のトップセールス、さらにことし9月の台湾における経済ミッションなどの国際交流、そして観光面では、台湾、韓国方面からの観光誘客などの友好関係は本市の経済に大きく反映してくるものと信じているところであります。

特に、ことし10月2日から5日まで姉妹都市である大韓民国安東市の安東の日の式典に内藤議長を団長、菅野副市長を副団長として総勢11名で参加してまいりました。安東市は慶尚北に道庁の移転工事が進んでおりました。また、新幹線開通の予定もあるということで、飛躍的な発展が期待できる市でもあると感じてきました。このことは、本市にとっても将来的には大きな経済効果につながってくるのかなと思っております。

そこで、本市の姉妹都市交流の最近の状況について伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 阿部議員から、寒河江市の国際交流ということで、姉妹都市の最近の交流の状況について御質問がありましたのでお答えをしたいと思います。

大韓民国安東市とは、御案内のとおり昭和49年2月に姉妹都市締結をしているわけでありませう。それ以来、相互訪問を中心とした交流を継続しているところでございます。

最近では、平成26年10月に姉妹都市締結40周年を記念して、安東市の権寧世市長初め市議会議長など12名の訪問団を寒河江市にお迎えをして、記念植樹あるいは国際交流発展宣言などさせていただいたのは記憶に新しいところでございます。

また、翌年の平成27年10月には当時の市議会議長、副市長を初めとする6名の訪問団が安東市を訪れて、安東市の議長、市長と意見交換を行ったほか、安東国際仮面舞フェスティバルに参加しているところでございます。そして、ことしの10月の訪問ということになったところでございます。

次に、トルコ共和国ギレスン市とは、昭和63年6月に姉妹都市を締結しているわけですが、それ以来、同じように相互訪問、あるいは駐日のトルコ大使館を通じた交流などを継続しているところでございます。

近年の状況でありますけれども、平成25年5月に姉妹都市締結25周年を記念して、本市訪問団16名が国際ギレスンフェスティバルに参加して、慈恩寺の舞楽を披露いたしました。あちらのほうからも行っていただいたと、こういうことであります。

同年の6月には、逆に今度ギレスンの市長、ギレスン県知事初め24名の訪問団が寒河江市を訪れて、未来に向けての友好宣言を行っているところであります。

また、昨年6月にはトルコの写真家アルプ・アルペル氏の写真展をさくらんぼ会館で開催して、開会式に駐日トルコ共和国大使館の公使参事官より参加をさせていただいたところでございます。

なお、来年はギレスン市と姉妹都市締結の30

周年を迎えることになりますので、また記念の催しなどを実施していく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 市長のほうから御答弁ありがとうございます。

平成26年に安東市には40周年の記念植樹をされてきたということでありませうけれども、安東市に伺ったときに、寒河江市の河川敷にある桜並木をまねさせていただいて安東市でも整備をしているんだよという話を伺ってまいりました。そしてまた、トルコギレスン市でも毎年、トルコの料理を味わうということで、私も参加させていただいておりますが、こういう姉妹都市の中での催し物というのはなかなかいいと思いません。

その中で、今度ギレスン市が30周年記念ということでありませうけれども、私も期待したいなと思っておりますが、ただ政治状況がどうなるのかちょっとわからないと思っておりますので、そのところも含みながら、もし行けるのであればありがたいなと思っております。

続きまして、市内の民間レベルでの国際交流の状況を伺いたいと思っております。

現在、私の所属する国際奉仕クラブでは、アメリカンオーバークラブ、そして同じくアメリカのユニバーシティヒルズクラブ、フィリピンマニラマラティークラブ、そしてトルコ共和国ギレスンクラブ、台湾斗南クラブなどとの姉妹クラブとしての国際交流をしておりますけれども、本市における民間レベルの国際交流状況について伺いたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市のほうで把握しております民間レベルの主な交流事業、交流活動については、先ほど御質問の際にも御紹介いただきましたロータリークラブと各国のロータリークラブとの交流、あるいは青少年交換交流事業などがある

うかと思えますし、そのほかJAさがえ西村山と安東の農協のほうで姉妹農協を締結しておりますから、そういう交流も行われております。さらには民間団体としては、国際ソロプチミストと、さらには青年会議所などの各団体においても、いろんな国際会議などの出席を通して友好親善活動を行っているというふうにも聞いているところでございます。

市のほうでも少し関係いたしました、平成25年8月に寒河江臥龍太鼓保存会がタンザニア連合共和国で和太鼓の演奏と花笠音頭を披露し、山形の伝統芸能の普及活動を行ってきたところでございます。

また、昨年、韓国の美術協会安東支部主催の国際儒教文化書芸大典で、寒河江市書道会の会員が出展をしていただいております。

さらに、これは国際交流になるかどうかであります、イタリアで開催されました文化庁主催の日本仏像展に慈恩寺十二神将の立像4体が展示されるということで、芸術文化の分野で交流が行われたということでございます。

そのほか国内に目を転じますと、6月にトルコ共和国のヤロバ市という、ギレスン市と違うところではありますが、ヤロバ市と姉妹都市を締結している富山県の砺波市のトルコ共和国友好交流協会の皆さんが、なかなか現地のほうに行けないということで、視察研修で寒河江市を訪れて、市の国際交流協会の役員の皆さんと意見交換会、交流会を行ったところでございます。

また、先ほど阿部議員からもありましたが、市内では、これは毎年になります、ことしも去る1月に国際交流ニューイヤーパーティーということで、市の国際交流協会とNPO法人国際平和まつりYAMAGATAが共催をしてパーティーをしております。ことしの干支にちなんだ各国の鳥料理を食べながら、定住しておられる外国人の方と交流を推進したところでございます。

そして、3月には、先ほどもありましたが、トルコ生活を味わう会ということで、料理を通してトルコ共和国の理解を深める、その事業なども展開しているところでございます。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部議員。

○阿部 清議員 ただいま市長のほうから答弁をいただきました。

私も富山県から訪れた国際交流の方々と一緒に懇談をさせていただきましたが、やはり市長の答弁からすると、民間交流というのは非常にやっぱり寒河江市でも多くあるんだなということをつくづく感じさせていただきました。

我々のクラブも、台湾斗南ロータリークラブとは、交換学生の交流、それからクラブ同士の積極的な交流をさせていただいておりますけれども、今回台湾経済ミッションに参加しての市長の感想を伺いたいと思います。

ことし9月2日から5日の日程で、商工会主催で台湾において経済ミッションが実施されました。これには、特別顧問として佐藤市長が参加され、安藤商工会会長を初め総勢32名の訪問団、台北市、台中市のマーケティングを視察、そして雲林県斗南鎮を訪れ、表敬訪問し、現地の政財界人との交流、懇談により相互理解を深めてきたとの報道がありました。

この訪問はあくまでも経済活動が主目的でありますけれども、私としては、これに佐藤市長が参加していただいたということは、台湾との総体的な交流へ向けての期待が大きく膨らんだところであり、この訪問団に参加しての市長の感想を伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回、台湾の経済ミッションに参加をさせていただきましたが、台湾にはトップセールスで訪問をしておりますが、台北というか北のほう中心でありましたが、このたびは台北もというよりは、台中のほうメインであったところでありまして、雲林県知事とお会いして、またメインであります斗南鎮の鎮長、それから雲林県の農会組合長、日本で言えばJ Aの組合長などのほかに、地元のさまざまな経済界の皆さんと直接いろいろお会いをして、お話を伺うことができました。大変有意義であったというふうに思いますし、台湾の人々の非常に実直で勤勉、そして非常に優しい国民性を再認識したところでございます。

今回の経済ミッションに参加をさせていただきましたのは、もちろんターゲットとして農産物の販路拡大もありますが、さらに町なかなど観光誘客も広い意味でその可能性というのほどの程度あるのかということを実際この目で見させていいただいて、いろいろ戦略を考えていくことにしたいという意味で参加をさせていただきましたところでございます。

日本は非常に人口減少などで市場が縮小しているところでもありますので、そういった意味で海外市場という意味では大きな、各企業の皆さんにとっても大変重要な経済戦略の一つになったのではないかとこのように思います。

行ってみての感想ですけれども、台北のみならず台中市も280万人の都市でありますから、非常に大きい都市でありますから、そういったところもいろんな戦略を練る上でのターゲットにしていくことができるのではないかとこのことも感じたところでありますし、あちらの経済人の人は、もちろん国内の販売ということも考えておられるでしょうけれども、アジア全体というんですかね、そういうことを視野に入れていろんな経営戦略を練っているというふうに感じたところでございます。そういう意味で、今

回の訪問、今後の台中、斗南鎮を初めとするビジネスの展開、さらには観光交流の促進について、非常に勉強、参考になったというふうに理解をしております。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 今、市長のほうから答弁をいただきましたけれども、今回は台北、高雄というよりも、台中のほうが大都市では主力にして回ってきたということでもありますけれども、やはり今回の経済ミッションという中で、斗南ロータリークラブが非常に尽力をしながらホスト役を務めてくれたというようでもありますけれども、やはり市長が参加をしていいただいて、台湾の国民性の優しさ、それから台湾が経済を考えたときに、台湾だけじゃなくてやっぱりアジア全体を見据えての行動であるということでありました。

そこで、雲林県政府、それから斗南鎮公所などを訪ねて、現地の政財界人、政界人との交流、懇談によって相互理解を深めてきたというふうにありますけれども、内容のあるミッション効果ではなかったのかなと感じます。行政も含めたさらなる交流推進について伺いたいと思います。

9月12日の山形新聞に大きな見出しで、「台湾きずなの旅路」として、寒河江市商工会の経済ミッションが大きく取り上げられました。「台湾の手厚い歓迎、友情実感、斗南鎮長姉妹都市締結提案、草の根交流の成果」と掲載されておりました。そして、13日には「商談会好感触をつかむ」の見出しで掲載されております。

そして、その記事の中に訪問団が、1万7,000平方メートルの温室で世界14カ国に200万本のコショウランの販売をしている会社、フラワーさんの会社であります。それから、約1,000ヘクタールの農園でコーヒーを栽培している会社、これはコーヒーさんと我々は呼んでおりますが、そこを視察しておられるようであ

ります。そして、現地企業の酒や食品を扱う5社と寒河江市内の電子機器や畳、ニット、酒、米を扱う5社が参加しての商談会が開かれ、斗南側からは高い関心が示されたと報道されております。

それを含めて、今後のビジネス交流を期待する声が商工会のほうでも上がっているようです。安藤会長も、今回の経済ミッションは大成功であると総括しています。今回の訪問が、親善交流のみならず相互繁栄の糸口になるはずだとの報道もなされております。台湾斗南鎮との交流を民間の親善交流で終わらせることなく、民間と行政が連携して経済交流、インバウンドの推進を含め、今後さらなる推進が必要と思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 行政も含めたさらなる交流促進についての考え方というもので御質問いただきましたが、阿部議員御指摘のとおり、やはり交流を息長く持続的に展開して、双方ともウイン・ウインの関係をつくっていくということを考えますと、単なる親善交流あるいは観光での訪問のみならず、さまざまな分野での重層的な交流というのが必要なのではないかというふうに思います。もちろん経済交流、今回商工会主催による経済ミッションということで、初めての試みでそういう現地での取り組みなどをしていただきましたけれども、そういうことがきっかけとなって経済的な交流が行われる、発展をしていくということは、これからの交流促進にとっては大変重要なことだというふうに思っておりますし、またロータリーの皆さんだけでなく、一般市民の皆さんの交流などもこれから進んでいくということが重要なのかなというふうに思います。

寒河江市では台湾との交流の接点とすれば、御案内のとおり、さくらんぼの紅秀峰を通じて数年前からPR活動ということを展開してきて

いるわけでありましてけれども、そういう展開をさらに拡大していく、あるいは、さくらんぼ、紅秀峰のみならず、農産物あるいはそれ以外の物産などにも拡大していくということを考えたときに、非常に大変意味のある経済交流のミッションではなかったかというふうにも思っているところでもあります。

また、人と人の交流というのも大変これから重要でありますし、来年2月には御案内のとおり雪フェスティバルにあわせて県のほうで国連の世界観光会議というものが山形市で開催されるというふうになって、そのときに第3回の雪フェスティバルの視察もその方々が予定されているということでもありますから、そういう意味で、台湾のみならず海外の観光関係者に寒河江市の魅力を発信していくことにつながっていければなというふうに思っているところであります。

そういう意味では、台湾とのこれからの交流を考えたときに、県ともいろいろお願いをしなければいけませんけれども、チャーター便あるいは教育旅行の招請事業などについても、いろんな面で台湾との交流を深めていくということが必要だというふうに思います。

そういう意味で、これまで民間を主体にしてきた斗南鎮との交流でありましたが、さらに行政も、あるいは一般の市民の皆さんも加わって、さらに充実した交流が築き上げていければというふうに思っていますので、市としてもこれから信頼関係をさらに発展につなげていけるように、知恵を絞っていきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 市長のほうからは、随分前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

先ほど市長も言われましたけれども、やっぱり息の長いウイン・ウインの関係を構築していくことが大切だという話がありましたけれども、

なるほどそうだと思います。

それから、やはり1つの団体の交流だけでなく、市民全般が交流できるような体制づくりなども必要なのかなと思いましたが、その中でことしの雪フェスティバルに向こうのほうから参加していただけるような方向の話もただいま伺ったわけでありすけれども、非常にありがたいなと思っております。

そこで、9月7日の山形新聞のほうに、山形市と、それから台南市との友好協定の締結、交流の輪をさらに拡大としての見出しがありました。観光文化資源を生かした民間交流をさらに促進したいとの意欲を示して、市民が互いに訪問し合う関係を築きたいという報道でありました。私が質問したいことを、ちょっと先にいかれたなというふうに思っておりますけれども。

続きまして、台湾斗南鎮との姉妹都市締結について伺いたいと思います。

斗南鎮は人口4万5,000人と寒河江市と同規模の農業地区でありまして、急速に発展を遂げているまちでもあります。田んぼや畑などの農村風景が広がっているまちでもあります。その斗南鎮に表敬訪問され、懇談会の中で張鎮長、鎮長とは町長になると思っておりますけれども、町長は国際奉仕クラブを中心とした親密な関係を踏まえ、将来へ向け姉妹都市を結べばうれしいとのコメントを出されておりました。市長も行政、経済面で幅広く濃厚な交流を続けていきたいとのコメントを出しているようであります。

そして、11月11日、経済ミッションにかかわりのある斗南国際奉仕クラブ会員14名と家族、総数22名で、寒河江市で行われた催しに参加するために寒河江市を訪れました。そして、13日に寒河江市を表敬訪問されました。懇談の中で、染松岳さんが手を挙げられまして、張斗南鎮長からの伝言を預かっていると。佐藤市長に再訪問の懇願と、寒河江市と姉妹都市を締結したい旨の伝言がありました。

先ほども申しあげましたが、斗南鎮を訪問した際にも張町長から将来に向け姉妹都市を結べばうれしいとのコメントが出されておりますが、この姉妹都市締結について市長はどう思われるのか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 張斗南鎮長より姉妹都市締結について、2度にわたってというんですか、お話がありまして、大変ありがたいことだなというふうに思います。もちろん我々としてもそうした思いを十分重く受けとめさせていただきたいというふうに思いますが、姉妹都市締結に当たっては、改めて言うまでもないわけでありすけれども、何よりも多くの市民の皆様の機運というんですか、盛り上がりとして理解が大変重要だというふうに思います。

そういった意味で、先ほど申しあげましたけれども、さらにそういう交流の輪が広がっていったときに機が熟していくのではないかというふうに理解をしているところでございますし、また、改めて申しあげるまでもないわけでありすけれども、議会の皆さんの御意見というものを踏まえて判断をしていくということになるかというふうに思っているところであります。

これまで安東市とギレスン市と姉妹都市締結を結んでおるわけでありすけれども、この2つの都市についてもそれぞれ段階を踏んできたものというふうに思っているところであります。そういう意味で、斗南鎮の皆さんとは今後も交流を一層続けていく、そういう活動を通して一つ一つの取り組みを積み重ねていくことによって、大きな実績となってよい結果に結びつくというふうに理解をしているところでございます。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 市長から答弁をいただきました。ありがとうございます。

やはり私も質問をさせていただいて、そんなにすぐに姉妹都市ができるものとは全然思っ

いませんが、ただそういう思いというものは斗南鎮のほうにもあると思いますし、我々も交流をしている中で、やっぱり子供たちとの短期交流なんかも20年近くやらせていただいている。その中で、我々クラブ同士でも非常に密接な関係が続けさせていただいているところでの思いが出てきているということも事実であります。

ただ、市長も張鎮長からのその言葉に対して、深く思いを受けとめているということ、またやはり市としても機運を盛り上げなければならないということで、我々も今後頑張っていかなければならないということもありますので、今回雪フェスティバルに向こうから訪れてきた場合にも、市のほうからも熱い歓迎的な言葉を投げかけていただければ非常にありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、国際感覚を養うための児童生徒の海外派遣について伺いたいと思います。

本市では小学校教育に情報化やグローバル化に対応した教育推進の一環として、英語学習や国際理解教育の推進を進めております。私の所属する国際奉仕クラブでも1995年に斗南国際奉仕クラブと姉妹都市クラブを締結して、20年以上にわたり相互100人を超える小中学生の短期交換学生交流を行っております。

クラブの子供や孫さんを含め、各学校に募集を募り、約10名前後の小中学生を、3月の春休みを利用して交換学生として約1週間の予定で実施してまいりました。会員が親がわりとなり、ホームステイをしながら学校などで子供同士の交流をしながら、さまざまな体験や活動を通して仲間づくりができていると思っております。そして、自分磨きのできる時間だと思っております。

西村山の近隣のまちでも海外交流が行われていると伺っておりますが、本市においても台湾斗南鎮を含め、海外で子供たちの交換交流についてどう考えておられるのか伺いたいと思ひます。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 国際交流、児童生徒の海外派遣ということについての御質問でございますが、お答え申しあげたいと思ひます。

言うまでもなく、グローバル化する社会におきまして、本市の将来を担う子供たちが国際感覚を磨く、養うということは、この海外派遣とか交換留学などを通して行われるのは大変重要なことだと認識しております。

先ほどありましたように、西村山地区内の他町を見ますと、実際に中学生の海外派遣事業が行われている例がございます。例えば、大江町では4年ほど前から中学生の海外派遣事業ということで、これは夏休みだそうではありますが、1週間ほどアメリカのモンタナ州に10名程度の生徒を派遣しているということでございます。それからまた、朝日町でも2年ほど前から、同じように1週間ほど夏休みを利用してアメリカのコロラド州に六、七名程度生徒を派遣しているというふうに伺っております。

これらの事業につきましては、先ほども申しあげましたように国際感覚を養うというために、広い視野に立ってさまざまな異文化体験をしたり、あるいは実際に見聞をしたり、言葉や生活環境の違うさまざまな人々と触れ合うことで、国際社会の中でともに生きていく、こういう資質や能力を育成するというを目的に行っているというふうに伺っているところではあります。

一部費用の個人負担というものはあるようではありますが、それぞれの町で海外派遣事業として予算を計上しているということでございます。

さて、本市におきまして、御質問にありましたように海外派遣のことでありますけれども、国際交流の姉妹都市として韓国の安東市、あるいはトルコのギレスン市と友好関係にございます。また、最近では先ほど話がありました台湾の斗南鎮との友好交流などの関係も進展してい

る、進んでいるというふうに思います。

これら本市と友好関係にある都市とか、あるいは本市のALTの出身であるアメリカ等も含めた他の地域への小中学生の海外派遣等につきましては、今後その意義とか狙い、あるいは派遣先などを含めて他市町村の情報を収集しながら、調査及び研究を進めて総合的に考えてまいりたいと思っております。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 教育長のほうから積極的な御意見をいただきました。ありがとうございます。

話を伺いますと、やっぱり大江町、朝日町でもアメリカのほうに行かれていますということで、町独自でやられているということでもありますけれども、もし寒河江市でやられるときは、寒河江市独自も結構だと思えますけれども、いろんな団体がありまして、いろんなかかわりがあるということで、いろいろな方面からの模索等もしていただいて、予算組みなんかしていただければ非常にありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

現在、寒河江市に台湾斗南のほうから高校生、台湾では2年生ですけれども、今城北高校の1年のほうに1名、ユエンちゃんという子供が来ておりまして、7月に来ましたので約4カ月ぐらいたっておりますけれども、あと半年ぐらいの間になると思っておりますけれども、寒河江市に在住しながら勉強しているわけです。

そして、寒河江市のほうからは、寒河江国際交流クラブのほうからは、河北町に住んでいる寒河江高校の子供が今、台湾の斗南のほうで1年間の交換学生として一生懸命頑張って、先日中間報告ということで、馬場さんからの手紙を拝見いたしました。非常に楽しく、台湾の子供だけでなく、アメリカとそれからイギリスの子供たちと交流をさせていただいているというような報告を受けました。

ところが、帰ってくると、すごく中国語だけ

でなくて、英語も学んでくるようで、非常に性格的にも明るくなっているということで、非常に効果的にはいいのかなと大いに私も感じているところでありましたけれども、やはり他人の飯を食べるということで、1年間我々仲間の会員のうちにホームステイをして生活をするということは、やはり必ずそのうちの人たちと話をしなければならぬということで、非常に自分磨きになっているのかなというふうに思っているところでもあります。

そういうことも踏まえながら、子供たちが伸び伸びと世界を見据えられるような寒河江市としての施策をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

石山 忠議員の質問

○内藤 明議長 通告番号13番について、8番石山 忠議員。

○石山 忠議員 一般質問も最後となりましたが、これまで地域での懇談、議会報告会など、市民との触れ合いの中で多くの市民から寄せられた声の中から、生活道路に絞って質問をさせていただきます。

通告番号13番、道路行政についてお伺いいたします。

第6次寒河江市振興計画の基本施策、便利で快適に生活できるまちの中から、交通ネットワークの整備、特に基幹道路整備とともに進められている生活道路対策と計画についてお伺いいたします。

振興計画では、現状と課題として、人口減少時代を迎える中、社会構造や市民ニーズの大きな変化に対応するため、都市機能の集約や集落間を結ぶ道路整備とあわせ、近隣都市との交流人口拡大を図る高速道路などの道路ネットワークの構築が必要です。市民の安全安心な生活を

維持するためには、老朽化が進む道路や橋梁などの都市基盤施設の長寿命化と計画的な維持管理が必要です。冬期間の良好な交通環境の維持に加え、よりきめ細かな除雪の実施など、市民ニーズに対応した取り組みが必要です。

政策の取り組み方向として、人口減少社会や高齢化社会への対応を見据え、快適で利便性の高い道路環境の構築を図るとともに、市民の暮らしを支える公共交通網を形成し、安心して移動できるまちづくりを目指しますとして、生活道路の整備率86%を目標指標としています。

快適な道路環境の維持向上施策として、「市民が満足する快適な道路環境の維持向上のため、劣化が進む道路施設の整備を進めるとともに、冬期間の除雪充実を図ります」「市内の地域間の交通確保に向けて、幹線道路の整備促進を図り、あわせて主要道路と接続する生活道路の機能向上を図ります」を掲げ、主な取り組みを述べています。

そこでお伺いいたします。

まず最初に、市道の現状認識と改修計画とその他の対策について伺います。

まず、寒河江市が新設、改良または拡幅をする道路以外の道路を市道に認定する一般的な基準等、必要な事項を定める寒河江市道認定基準等に関する要綱が平成22年4月1日から施行されました。附則の経過措置として、この要綱の制定以前に造成された道路または造成中の道路の取り扱いについては、市長が別に定めるとあり、運用細則で8項目の認定基準を定めています。

寒河江市道認定基準等に関する要綱の変遷について、道路台帳上の道路件数の動きや公衆用道路等の市道認定件数の推移とあわせてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 石山議員から市道の認定基準等に関する要綱の変遷等について御質問をいただ

きましたが、御案内のとおり現在の寒河江市の市道認定基準等に関する要綱については、昭和53年制定の基準をより明確にするために、平成22年の4月から全面的に見直しを行って施行しているところでございます。

現在の市道認定の状況でありますけれども、この4月1日現在では803路線、総延長で315キロメートルというふうになってございます。

これまでの経過であります、平成22年からの認定状況を申しあげますと、新たに58路線が認定され、そのうち市などが新設改良した路線が、これは平成24年度に認定した沼川沿線の2路線、それから平成27年に認定をした寒河江公園アクセス線の1路線、そのほか土地区画整理事業や新たに宅地開発された業者からの帰属による認定をした分が51路線でございます。

年度ごとに申しあげますと、22年度に35路線、多くなっておりますが、これはほなみ団地関連が、うち33路線あります。それから、平成23年度には2路線、平成24年度には1路線、平成25年度には4路線、平成26年度には2路線、平成28年度が7路線ということでございます。

また、町会などからの要望による法定外公物を市道に認定した分については、平成22年度に3路線。また、私道の土地の寄附を受けて認定した分は平成25年度に1路線というふうになっております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 今の市長の答弁にもちょっと触れられてはおりますけれども、要するに業者等からの寄附を受けたと申しますか、私道から市道に編入された道路の件数などもお伺いしました。

そこで、次に、民間宅地開発事業者等の宅地開発等に伴い市道認定された道路の状況は、先ほどの御答弁の中にありましたけれども、全面見直しをする前からのことがありますので、経年劣化等により側溝等の破損が目立つように感じています。開発行為に対する指導は十分に行

っているとは思いますが、事業者からの寄附の状況と市道の充実策について、寒河江市市道認定基準等に関する要綱制定前の指導に対する対策の状況とあわせてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御答弁申しあげましたが、土地区画整理事業や新たに宅地開発された業者等からの帰属による認定をしたのが51路線ということで申しあげましたが、そのうち民間宅地開発業者からの帰属によるものは18路線になっております。これらに係る市道はどうかということではありますが、民間宅地開発業者等による開発面積が3,000平方メートル以上の都市計画法の許可を必要とする開発の場合は、許可要件として、新設をした道路は完成後、市に帰属することになっておりますから、市道認定基準に沿うように、協議の段階から指導を行っているところでございます。

また、それより小さい1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の開発行為につきましては、昭和63年度施行の寒河江市開発指導要綱によって市への事前協議を必要としております。道路構造令及び寒河江市開発技術基準によって築造するよう指導しているところでございます。

先ほどお尋ねありましたが、市道認定基準の見直し以前、平成22年度の前に市道と認定をした小規模な宅地の開発等による路線などにつきましては、御指摘のような道路構造令の協議を行っていない路線についても、市道として認定をしてきたわけでありまして、市道認定基準見直し以降については、そういった案件はないわけでありまして、市としてはその対応いたしますと、市道として認定したわけでありまして、市道としての整備補修をしていくということに考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 ただいまの古い市道と申しますか、古い基準の中で、市道に対する影響を考えた場合に、具体的な例をちょっと申しあげますけれども、市内の古い市道の中には電柱などの構造物により一層狭くなっている場所が多く見受けられまして、通学の子供たちを初め歩行者はもとよりドライバーにとっても障害になっています。

個人の敷地への移転が可能であれば、少なからず課題の緩和になると思っておりますけれども、隅切りへの協力も含めて、住民への協力を求める対策についてどのような手だてを実施していただけるのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のように、電柱などを民地側に移転をすれば、解消する場合も多くございます。これまでも道路拡幅や側溝整備工事の際には、電柱の移転先となります方々へお願いをしながら事業を進めているというところでございます。

先日の一般質問でございましたけれども、寒河江市公共事業整備優先順位基準の中でも、支障となる電柱の移転先の同意状況などについても評価をさせていただいているところでありまして、同意が得られる箇所から事業を進めているという状況がございまして。

また、隅切りについては、当該の土地が更地になった場合など、地域の要望を確認しながら地権者にお願いするなどして整備をしているところでございます。

引き続き、安全な道路拡幅、道路幅員の確保に努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 特に旧市街地の市道の電柱の影響というのは物すごく大きいわけで、それらに対するまちの人たちの要望というのは、逆に住宅密集地であるがゆえに狭さを特に感じるとい

うような状況がありますので、今の市長の答弁にありましたけれども、より積極的な、それが例えば空き家とかたくさん出ているところもそういう住宅密集地が多いということから考え合わせますと、そういった特別な対策と申しますか、積極的なアプローチをすべきだというふうに思いますけれども、それらについてお考えがあれば、あるいは感想があればお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、交渉する相手が存在している場合は、交渉して何とかお願いをして理解をいただくということになりましょうが、交渉する相手がいらっしゃらないというんですかね、空き家であったり、その空き家の所有者もなかなか不明であったりなどという場合が残念ながらふえてくる可能性も多々あるわけありますので、そういった場合などについては、やはり物事を解決していくためには、ある程度の空き家対策の事業展開の中でそういうことを進めていけるような工夫をしていかなければならぬというふうに思いますし、そういった場合などは、県のほうで全体的な空き家対策のマニュアルなども考えているというふうに思いますから、そういったところとも十分相談をさせていただきながら、支障のないような形で何とかそういう不便を解消していく手だてを講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 ぜひ積極的なアプローチをお願いしたいと思います。

特に、次の質問でも触れますけれども、町会長等の要するに地域コミュニティの中からの要望というのが優先順位に入っていると思いますので、地域に対する呼びかけ、そういう手だてを知らない方もたくさんいらっしゃると思いますし、先日の國井議員の質問の中にもやはり

制度を知らないがゆえに優先順位が上がらないとか、そういったことがあるというような質問と答弁がありましたので、ぜひ取り組み方よろしくお伺いしたいと思います。

都市計画のマスタープランの都市づくりの目標の持続可能な安全安心の都市づくりとして、旧市街地を中心に細道路の解消を図り、緊急車両の通行性改善に向けた取り組みを進めてまいりますとし、分野別の方針の道路網の方針で、身近な生活道路等の整備については、各町内会からの要望をもとに緊急度や整備効果、整備の熟度等の状況を地域実情を踏まえた整備をしてまいりますと述べられています。

今、市長の答弁にもありましたけれども、整備改修、用悪水路等含めて116件もあるというようなこともお伺いいたしました。

地区別構想でも、地区においても細い道路、通学路、雪押し場など、同様の生活道路に関する課題が示されています。グラウンドワークによる側溝ふたの配付や消えかかった白線の引き直し、あるいは都市下水路の改修、街路灯のLED化など、迅速な対応には感謝をしていますが、緊急車両、宅配業者はもちろんタクシーさえも入りたがらないなどの狭隘道路に係る課題に関する意見が、議会報告会などで多くの市民から提起されます。除雪も困難な狭隘な市道の改修計画及びその対策についてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 身近な生活道路などの整備については、町会のほうで取りまとめていただいた要望内容を優先順位の基準に基づいて選択をしておりますが、その際も国の交付金などを有効に活用しながら実施をしているということになります。御質問の狭隘な道路の整備についても同じような考え方で整備をしていくということになるわけありますけれども、道路台帳で

確認いたしますと、最大幅員が4メートル未満の市道というのが寒河江市内では66路線と非常に多くなっております。それを整備拡幅していくということになりますと、大変な時間と経費が必要であることは御案内のとおりかというふうに思います。

都市マスのマスタープランの地区別の構想ということでもお示しをしておりますが、既成市街地内の細道路沿線の交通あるいは住環境の向上を図るために、沿線家屋の改築に際しセットバックによる道路事業用地の確保など、地域の皆さんの大変な御理解と御協力をいただいく必要があるというふうに思います。

そういった観点も踏まえて、防災上からしても大変心配でありますから、できれば来年度から狭隘道路の解消に向けて取りかかれるような検討を進めていきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 生活道路という大事な役割を果たしている道路ですが、狭隘な道路があるということは事実ですので、ぜひ取り組み方よろしくお願ひしたいと思いますし、苦言になると思ひますけれども、先ほどから出ていますように、市で市道の認定基準をつくられる前、あるいはまちづくり指針というものを出される前に、やはり民間開発業者等に対する指導の不行き届きというのが非常に現代に多くなっているのかなど。旧来の城下町とか、あるいは旧村落の小さな道路はともかくとして、そういう地域もないわけでありませぬので、ぜひ根底というか、初心といいますか、出発点に戻りながら、ぜひ取り組みを進めていただきたいということで市長の答弁に御期待をしたいと思います。

次に、言葉の混乱を来すといけませんので、市道、私道ということで質問をさせていただきます。

さきに御質問をしましたがけれども、市道の認

定基準の変更により、市道に編入ができなかった私道の件数とその対策について、これは特に袋地について、従来市道に認定されてきた条件と同様の条件にあるにもかかわらず、市道として認められずに置き去り状態になっている箇所も多いと思ひます。私もそういうケースを見てまいりました。これらの条件についてどのように把握しておられるのか、対策とともにお伺ひしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今までも御質問ありましたがけれども、これまで私道を市道に認定をして、市で管理してほしいというような御要望に対しまして、袋小路であるとか、その幅員などの関係で市道認定基準に合致しないということで市道認定をお断りしたケースもあるわけであります。

ただ、平成22年に市道認定基準を明確化いたしましたので、それによって市道への編入ができなくなった私道の全体の件数などについては、今の段階では市では全体としては把握しておりませぬ。

そういった関係で、この対策については今後課題の一つだというふうに認識をしているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 私道ということから把握が困難だと思ひますけれども、今ちょっと市長の答弁にも触れられましたけれども、昭和52年4月1日に施行されました寒河江市私道整備費補助金交付規程の変遷についてお伺ひをしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この私道の補助金交付規程の制度でございますけれども、昭和52年に市民生活の維持向上を図るために、通常一般の通行に利用され一定の基準を満たしている私道について、路面の舗装や側溝の整備などに対して支援していく目的で補助金の交付の規程を設けたもので

ございます。

その当該の道路を整備しようとする居住者の方、あるいは町会などの団体が市のほうに申請をしていただいて、事業費の50%以内、100万円を限度として交付する制度になってございます。

ただ、この制度はこれまで6回見直しをしております。それで、平成元年度には限度額を50万円から100万円に、平成6年度には返還命令などの条文の削除、そして平成15年度には実績報告期限や提出書類の様式の変更、そして平成23年度には適用除外を都市計画法による開発行為としたということで見直しを行っております。そして、直近では平成29年度に路面の補修などについても助成、支援できるように、補助できるように見直しをしたところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 平成元年も含めて6回の改正をしてきたと。補助金についても引き上げをされたという御努力に対して、あるいは施策の変遷を見させていただきまされたけれども、私道整備補助を受け整備された私道も、施設の経年劣化や上下水道などの整備に伴う舗装などによりまして、従来の路面との接合部分など道路にクラックや地盤のゆがみ等が発生している箇所が見受けられます。私道改修に対する支援策についても、高齢世帯や空き家、不在地主など改修が困難なケースも多くなり、また多額になる住民負担の困難さを踏まえ、支援策を講じるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま申しあげましたが、この補助制度、これまで舗装などの新設整備について補助対象としておりましたが、今年度から既存のストックの経年劣化等にも対応できるように改修、補修などに対する費用についても補助対象としたところでございます。

しかしながら、石山議員御指摘のように、地

権者の高齢化あるいは空き家などの発生によって、地権者全員の同意やあるいは自己負担分がネックになって、なかなか整備が進まないケースもあろうかというふうに思っているところでありまして、市といたしましては今後、私道を市道にするために必要な整備などについても相談を受けたり、あるいは手厚い助成ができるよう検討していきたいというふうに考えているところでございます。想定されるケースに柔軟に対応できるように、この制度を見直していきたいというふうにも考えております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 昭和52年の基準、あるいは63年の開発指針、そういったことと関連して、袋地が多く出てきたことも、私道として残ったことも事実だと思います。ケースとしては、その後も多分あると思うんですが、従来認められてきた袋地が、距離が30メートル、40メートルあっても、家屋が10戸ほどの連担があっても認められなかった。それが私道整備費補助金で整備をしたという箇所がたくさんあると思いますけれども、それらについても相当劣化をしてきている。それを負担するというようになりまして、やはり今話が出たように、相当の負担感が残ることがあります。

ですから、各地域といいますか、おのおの条件の中でまちの人たちが、あそこはなってここはどうしてならないのという話題が出てきますと、どうしても不合理が出てきますし、先ほど触れた取り残された私道というようなことがクローズアップされるのが非常に困るのかなというふうに思っています。

そんなことと同時に、先ほど申しあげたように、インフラ整備のために上下水道等、積極的に整備をしていただいたけれども、どうしてもそういう後工事と前工事との接合部分と、そういったことでの課題が出てきていますので、今市長が答弁されたように、ぜひそれらについて

の条件についても御高配をいただきまして、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

次に、法務省は共有私道の補修要件緩和について、年内にガイドラインを策定するという方針を、8月10日付の読売新聞によりますと、記事の一部を紹介しますが、法務省は9日、これは8月9日です。一部所有者の所在が不明となっている共有私道について、補修工事などが円滑にできるよう、同意取りつけの要件を明確化すると発表した。年内にガイドラインを策定し、要件を緩和する方向だ。民法では、共有私道を物理的に変更する場合は所有者全員の同意が必要と定めている。一方で、変更に至らない管理は過半数、現状を維持する保存は1人の同意で可能としている。ただし、線引きは曖昧で、多くの自治体はトラブルを避けるため、工事の補助金を支給する際、所有者全員の同意を求めているのが実態だ。相続登記されずに所有者が不明になっている場合など、工事に着手できないケースもあるという。法務省は既に有識者らで構成する検討会を設置、今後自治体などへのヒアリングを行い、陥没部分の修復や私道下にある給水管の修復などで支障が出た実例を検証する。その上で、所有者全員でなく、一部の同意でも工事が認められる範囲を明確にする方針だと報道されました。

私道に関する課題として、先ほども申しあげましたけれども、世帯の高齢化や不在地主などにより、維持管理はもとより改修、修復を行うには多額の費用がかかることから負担が困難になっているということを前段で申しあげました。法務省のガイドラインが示されたときに合わせて、市民の安全安心を支える生活道路に関する施策に反映されまして、課題解決に結びつけることを望みますけれども、御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげました

が、現在、寒河江市の私道整備費補助金交付要綱におきましては、地権者全員の同意を要件としているというふうになってございます。そのほかにも上水道、下水道などの整備などについても同様になっているわけでありまして、今御質問にありました法務省が検討している、策定される予定の具体的なガイドラインなどが決まりましたら、ぜひそれを参考に、この共同私道の補修整備などの要件に反映させていきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 課題解決のための要件が出てくることを期待しながら、市長の取り組みに期待をしたいと思えます。

「住んでよし、来てよしのまちづくりのために」「誰もが住みたくなるまちづくりを目指します」。これは市長の公約です。都市のネットワーク形成のため、主要地方道、都市計画道路などの整備充実は重要な取り組みですし、国、県への重要事業としての要望や行動計画における取り組みなどはとても大切な取り組みですが、一方、市民にとって身近な生活道路に関する要望も大切な事業だと思います。

例えば、県の所管になりますけれども、六供町跨線橋の側道に当たる階段に、自転車用なのかわかりませんが、階段の中央に通路が設けてありますけれども、地域で避難訓練をしたときに車椅子の通行に不自由をしたとの意見がありました。また、跨線橋の道路は通り抜けができず災害時が心配だなどの要望もあります。

身近な課題を解決するために、県への取り次ぎを図ることも大切なことだと思います。これから平成30年度の予算編成に当たり、これらの課題解決のための取り組みとともに、全体的にはこれまで一般質問等に係る答弁について、対応のチェックをなされることを望んでいます。

安全安心のまちづくりのために、生活道路対策に関するなお一層の取り組みをお願いし、私

の一般質問を終わりますが、御所見があればお伺いいたしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安心して暮らせるまちづくりを目指しているわけでありますけれども、そのためには安心して移動できる道路環境の整備というのは大変重要な要素でありますし、御指摘のとおり国道や県道のみならず身近な生活道路の整備ということについても、やはり十分意を用いていかなければならないというふうに認識をしております。

御指摘の点などについては、関係機関に十分お伝えをしながら、また協議もさせていただきながら、鋭意そういう市民の皆さんの負託に応えるよう努力をしまいたいというふうに考えているところであります。（「ありがとうございました」の声あり）

散 会 午後2時10分

○内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。